

名古屋市理科教育研究会 会則

第1章 名称

第1条 この会は、名古屋市理科教育研究会と称する。(略称：名理会)

第2章 目的及び事業

第2条 この会は、学習指導要領の精神に基づき、理科教育に関する研究と研修を行い、会員の識見と能力の向上を図るとともに、名古屋市の理科教育の向上発展に寄与することを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 各種研修会
2. 理論研究会
3. 授業研究会
4. 専門別研修会
5. 研究発表会
6. 講演会
7. 研究会通信の発行
8. 研究要録・書籍の編集発行
9. その他

第3章 会員

第4条 この会は、名古屋市立小中特別支援学校・幼稚園、及び役所等に在職する職員の理科同好の希望者をもって会員とする。

第4章 役員・委員及び特別顧問・顧問・参与

第5条 この会に、次の役員・事務局委員・推進委員・区委員及び特別顧問・顧問・参与を置く。

<役員>

1. 会長(1名)
2. 副会長(若干名)
3. 会計(2名)
4. 会計監査(2名)
5. 事務局長(1名)
6. 事務局次長(若干名)
7. 研修部長(1名)
8. 理論研究部長(1名)
9. 実践研究部長(1名)
10. 各専門部長(各1名)

<事務局委員>

1. 庶務(若干名)
2. 各係長(組織・発表・講演・広報 各1名)
3. 各副係長(各1名)
4. 各係主任(各1名)
5. 各係担当(若干名)

<推進委員>

1. 研修部推進委員
2. 実践研究部推進委員
3. 各専門部推進委員

<区委員>

1. 区委員代表(各区1名)
2. 区委員(各区若干名)

<特別顧問>

若干名

<顧問・参与>

若干名

第6条 役員・委員及び特別顧問・顧問・参与の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、この会を代表するとともに、研究会を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、他の研究会との連絡調整にあたる。
3. 事務局長は、この会の運営を総括する。
4. 事務局次長は、事務局長を補佐する。
5. 部長は、それぞれの部の運営にあたり、この会の目的達成に努める。

6. 会計は、この会の会計事務にあたる。

7. 会計監査は、この会の会計事務を監査する。

8. 推進委員長は各推進委員会の運営を統括し、活動を推進する。

9. 各推進委員は各推進委員長を補佐し、各推進委員会の具体的な運営にあたる。

10. 区委員は、各区の会員との連絡にあたる。

11. 特別顧問・顧問・参与は、この会の計画及び運営について指導助言にあたる。

第7条 会長の選出は、役員会で行い、総会において承認を得る。

第8条 会長以外の役員・特別顧問・顧問・参与・事務局委員・推進委員・区委員等は、会長の委嘱とする。

第9条 役員・委員及び特別顧問・顧問・参与の任期は1年間とし、再任をさまたげない。

第5章 会議

第10条 総会(全会員)は原則として年1回開くものとする。

第11条 役員会・事務局委員会・区委員会は必要に応じて開くものとする。

第12条 各部会は必要に応じて開くものとする。

第13条 議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。賛否同数の場合は、議長が決定する。

第14条 緊急な案件については、役員会で決定し、総会で報告する。

第15条 会長が必要と認めた場合は、役員会にはかり、特別委員会を設けることができる。

第6章 会計

第16条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第17条 経費は、会員の会費及びその他の収入によるものとする。

第18条 会費は役員会で決定し、総会で承認を得る。

付 則

1. この会則の改廃は総会において、出席者の過半数の賛成を得て行うことができる。
2. 会員及び配偶者とその一親等以内(同居)が死亡した場合、弔慰を表す。
3. この会則は、平成8年5月18日より施行する。

平成9年5月17日(一部改正)

・平成10年5月16日(一部改正)

平成11年5月15日(一部改正)

・平成13年5月19日(一部改正)

平成14年5月18日(一部改正)

・平成15年5月24日(一部改正)

平成16年5月15日(一部改正)

・平成19年5月12日(一部改正)

平成21年5月9日(一部改正)

・令和元年5月11日(一部改正)

令和2年5月9日(一部改正)